

# CSW63 合意結論

房野 桂 訳

## 社会保護制度、公共サービスへのアクセス及びジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントのための持続可能なインフラ (E/CN.6/2019/L.3)

1. CSW は、「北京行動綱領」<sup>1</sup>、第 23 回特別総会の成果文書<sup>2</sup>及び第 4 回世界女性会議の 5 周年、10 周年、15 周年及び 20 周年に当たって、委員会によって採択された宣言<sup>3</sup>を再確認する。
2. CSW は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」<sup>4</sup>。と「子どもの権利に関する条約」<sup>5</sup>及びこれらの「選択議定書」<sup>6</sup>、並びに「経済的・社会的・文化的権利に関する国際規約」<sup>7</sup>、「市民的・政治的権利に関する国際規約」<sup>8</sup>及び「障害者の権利に関する条約」<sup>9</sup>が、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメント及び全生涯を通して、すべての女性と女児によるすべての人権と基本的自由の完全で平等な享受を実現するための国際的な法的枠組と包括的な一連の措置を規定していることを繰り返す。
3. 委員会は、「北京宣言と行動綱領」とその見直しの成果文書及び関連する主要国連会議とサミットの成果とこれら会議とサミットのフォローアップが、持続可能な開発のための堅固な土台を敷き、「北京宣言と行動綱領」の完全で、効果的で、促進された実施が、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」<sup>10</sup>の実施とジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントの達成に重要な貢献をすることを再確認する。

---

<sup>1</sup> 1995 年 9 月 4-15 日、北京、第 4 回世界女性会議報告書 (国連出版物、販売番号 E.06.IV.13)、第 I 章、決議 I、付録 I 及び II。

<sup>2</sup> 総会決議第 S-23/2 号、付録及び決議第 S-23/3 号、付録。

<sup>3</sup> 2005 年、経済社会理事会公式記録、補遺第 7 号及び訂正版(E/2005/27 及び Corr.1)、第 I 章、セクション A; 同上、2010 年、補遺第 7 号及び訂正版(E/2010/27 及び E/2010/27/Corr.1)、第 I 章、セクション A; 及び同上、2015 年、補遺第 7 号(E/2015/27)、第 I 章、セクション C、決議 59/1。

<sup>4</sup> 国連、条約シリーズ、第 1249 巻、第 20378 号。

<sup>5</sup> 同上、第 1577 巻、第 27531 号。

<sup>6</sup> 同上、第 2131 巻、第 20178 号; 及び第 2171 巻と 2173 巻、第 27531 号; 及び決議第 66/138 号、付録。

<sup>7</sup> 総会決議第 2200 号 A(XXI)、付録。

<sup>8</sup> 同上。

<sup>9</sup> 国連、条約シリーズ、第 2515 巻、第 44910 号。

<sup>10</sup> 総会決議第 70/1 号。

4. 委員会は、国際人口開発会議とその「行動計画」<sup>11</sup>及びその見直しの成果文書でなされたジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントに対する公約も再確認する。委員会は、「SIDS 促進された行動モダリティ(SAMOA)の道」<sup>12</sup>、2015-2030年の「災害危険削減仙台枠組」<sup>13</sup>、第3回開発のための資金調達国際会議の「アディスアベバ・アジェンダ」<sup>14</sup>及び「新都会アジェンダ」<sup>15</sup>が、社会保護、公共サービス及び持続可能なインフラの状況でのすべての女性と女児の状況の改善に貢献することも再確認する。委員会は、「国連気候変動枠組条約」<sup>16</sup>の下で採択された「パリ協定」<sup>17</sup>を想起する。
5. 委員会は、「開発への権利宣言」<sup>18</sup>と「難民・移動者ニューヨーク宣言」<sup>19</sup>を想起する。
6. 委員会は、女性の働く権利及び職場での権利にとって、また国際労働機関の2012年の「社会保護下限勧告(第202号)」を、社会保護と公共サービスへの権利にとって極めて重要な職場での権利に関連する関連国際労働機関の基準としての重要性を認め、国際労働機関のディーセント・ワーク・アジェンダと「基本原則と職場での権利に関する国際労働機関宣言」<sup>20</sup>を想起し、その効果的実施の重要性に留意する。
7. 委員会は、社会保護、公共サービス及び持続可能なインフラへのアクセスの推進を通して、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントの達成において、それぞれの地域と国々での地域条約、文書及びイニシャティヴ、及びそれらのフォローアップ・メカニズムが果たす重要な役割を認める。
8. 委員会は、普遍的で、不可分で、相互依存的で、相互に関連している開発への権利を含めたすべての女性と女児の人権と基本的自由の推進と保護及び尊重が、社会への女性と女児の完全で平等な参画と女性の経済的エンパワーメントにとって極めて重要であり、貧困根絶と社会的排除の削減を目的とするすべての政策とプログラムに主流化されるべきであることを再確認する。委員会は、すべての人に経済的・社会的・文化的・政治的開発に参画し、貢献し、享受する資格があることを保障する措置を取る必要性及び平等な注意と緊急の配慮が市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利の推進・保護・完全実現に払われるべきであることも再確認する。
9. 委員会は、「持続可能な開発2030アジェンダ」が、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントを達成する統合力のある持続可能な開発戦略を開発することにより、関連国際規則と公約を守りつつ、異なった国の現実、能力及び開発の程度を考慮に入れ、それぞれの国の政策空間とリーダーシップ

---

<sup>11</sup> 1994年、9月5-13日、カイロ、国際人口開発会議報告書(国連出版物、販売番号E.95.XIII.18)、第I章、決議I、付録。

<sup>12</sup> 総会決議第69/15、付録。

<sup>13</sup> 総会決議第69/283、付録II。

<sup>14</sup> 総会決議第69/313号、付録。

<sup>15</sup> 総会決議第71/256号、付録。

<sup>16</sup> 国連、条約シリーズ、第1771巻、第30822号。

<sup>17</sup> FCCC/CP/2015/10/Add.1、決定I/CP21、付録を参照。

<sup>18</sup> 総会決議第41/128号。

<sup>19</sup> 総会決議第71/1号。

<sup>20</sup> 国際労働機関、基本原則と職場での権利宣言

を尊重しつつ、その普遍的で統合された不可分の性質を反映して、包括的に実施される必要があることを繰り返し述べる。委員会は、各国政府には、国内・地域・世界レベルで遂げられた進歩に関して、「2030 アジェンダ」のフォローアップと見直しに対して主たる責任があることを確認する。

10. 委員会は、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントの達成と、「北京宣言と行動綱領」の完全で効果的で促進された実施と、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施との間の相互に補強し合う関係を強調する。委員会は、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメント及び女性の完全で平等な参画とリーダーシップが、持続可能な開発の達成、平和で正しい包摂的な社会の推進、維持され、包摂的で、持続可能な経済成長と生産性の強化、あらゆる形態あらゆる側面の貧困の根絶及び万人の福利の確保にとっての基本であることを認める。

11. 委員会は、特に保健と教育の領域において、社会保護、公共サービス及び持続可能なインフラへの女性と女児のアクセスにおいて遂げられた進歩を認める。委員会は、かなりの課題とジェンダー・ギャップが依然として残っていること、及び状況によっては、進歩が予算の削減と緊縮措置によって損なわれることもあることを認める。委員会は、以前に達成された保護の程度を逆転しないこと、女性と女児が社会保護制度、公共サービス及び持続可能なインフラに平等にアクセスすることを制限する残るギャップに対処することの重要性を強調する。

12. 委員会は、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントとその人権の完全享受を達成する際の進歩が、男女間の歴史的で構造的な不平等な力関係、貧困、資源へのアクセス、所有権、管理における不平等と不利な立場、機会均等における増加するギャップと普遍的な保健ケア・サービスと教育を含めた社会保護制度と公共サービスへの限られたアクセス、ジェンダーに基づく暴力、差別法と政策、否定的な社会規範とジェンダー固定観念及び無償のケア労働と家事労働の不平等な分かち合いのために妨げられてきたことを認める。委員会は、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを実現するために、これら構造的障害を撤廃することの緊急性を強調する。

13. 委員会は、男女間の歴史的で構造的な不平等と不平等な力関係に根があるすべての女性と女児に対するあらゆる形態の暴力を強く非難する。委員会は、性暴力とジェンダーに基づく暴力、ドメスティック・ヴァイオレンスと子ども結婚、早期・強制結婚と女性性器切除のような有害な慣行を含め、公的・私的領域でのあらゆる形態と表れの女性と女児に対する暴力が、特に地域社会レベルで広がっており、あまり認められておらず、通報されることもないことを繰り返して述べる。委員会は、女性と女児が多面的な貧困、保護、リハビリ、再統合を含めた、司法、公的な法的救済とサービスへの限られたアクセスまたはアクセスの欠如のために暴力に対して特に脆弱であるかも知れないことに深い懸念を表明する。委員会は、女性と女児に対する暴力が、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントの達成に対する主要な障害であり、すべての人権と基本的自由のその完全享受を侵害し、損ない、無にすることを再び強調する。

14. 委員会は、教育施設と職場を含めた民間と公共の空間、並びにデジタルの状況でのセクハラが、公共サービスと持続可能なインフラへの完全で平等なアクセスを含めた女性と女児の権利と平等な機会の享受において彼女たちにさらなる否定的インパクトを与える敵意ある環境に繋がり、被害者にとっての否定的な身体的・精神的健康成果を与え、その家族に否定的影響を与えるかも知れないことを強調する。

15. 委員会は、女性と女児の安全性を高めるために、輸送や下水施設のような公共サービスとインフラを改善することの重要性を認める。委員会は、アクセスできないプラットフォーム、過密状態の車両または照明の乏しい階段を含め、移動性と輸送のある側面が、女性と女児にとっての障害を生み出すこともあり、彼女たちを、攻撃、ハラスメント及びその他の安全性に対する脅威を含めた暴力にさらすこともあり、公共の領域でのその自由に安全に移動する能力を制限していることに懸念を表明する。委員会は、女性と女児は、家庭の水や燃料を集めている間に、また、戸外のトイレにアクセス時に特に危険にさらされていることも懸念している。

16. 委員会は、貧困、失業、社会経済的機会の欠如、社会保護の欠如、広がったジェンダー不平等と暴力、差別、周縁化及び根強い需要が、女性と女児を人身取引に対して脆弱にする底辺にある原因であることを認める。

17. 委員会は、すべてが女性と男性、女児と男児、及びその家族が社会保護制度、公共サービス及び持続可能な開発にアクセスする際に直面する不利な条件、脆弱性及び不平等をさらに悪化させている遅いまたは停滞した経済成長と開発、国々の内部及び間の増加する不平等、不安定な食糧とエネルギー価格、継続する食糧とエネルギーの不安定、世界の財政・経済危機の残る影響、水の乏しさ、疫病、人口変化、母集団の無計画で急速な都会化、開発への不十分な投資、持続不可能な漁業慣行と海洋資源の利用、自然の危険、自然災害及び環境悪化、人道緊急事態、強制移動、武力紛争によって引き起こされる増加する課題及び気候変動の否定的インパクトについて深い懸念を表明する。

18. 委員会は、貧困の女性化が根強く続いていることに懸念を表明し、極度の貧困を含めたあらゆる形態と側面の貧困の根絶が、女性の経済的エンパワメントと持続可能な開発にとって不可欠であることを強調する。委員会は、貧困の中で暮らしている若い親を含めた親は、その子どものための保健と教育にアクセスできないかも知れず、従って、世代間の貧困のサイクルを永続化することを認める。委員会は、適宜、すべての関連ステイクホルダーと相談して、社会保護制度、公共サービスへのアクセス及び持続可能なインフラを通して、女性と女児のために適切な水準の生活を保障するために、社会的・構造的・マクロ経済的問題に対処する包括的で、参加型の、ジェンダーに配慮した、貧困根絶戦略を策定し実施する必要性を認める。

19. 委員会は、労働力参加とリーダーシップ、賃金、所得、年金、社会保護並びに経済資源と生産資源へのアクセスにおける継続するかなりのジェンダー・ギャップについて懸念を表明する。委員会は、女性支配の産業の過小評価、不平等な労働条件及びキャリア開発のための限られた機会並びに女性が過密の非正規の非標準的形態の雇用の発生がますます増えていることについてさらに懸念している。委員会は、これら要因が、女性の経済的不安定と貧困を永続化することもある資格が正規の雇用に密接に結びついている時に社会保護への女性のアクセスを制限することにも懸念を表明する。委員会は、公正で、包摂的で、質の高い、アクセスできる、料金が手頃な幼児教育とケア・サービスが、女性が労働市場に参入し、留まることができるようにする際に極めて重要であることを認める。

20. 委員会は、気候変動が、貧困根絶と「2030 アジェンダ」の達成、社会保護、公共サービス及び持続可能なインフラ及び持続可能な開発に対して課題を提起し、特に小島嶼開発途上国を含めた開発途上国の女性と女児が、しばしば不相応に気候変動、極度の天候の現象、自然災害及び土壌の悪化、砂漠

化、森林伐採、砂嵐と埃嵐、しつこい旱魃、海面上昇、沿岸の浸食と海洋の酸化を含め、その他の環境問題の否定的インパクトによって悪影響を受けていることを深く懸念する。さらに委員会は、「パリ協定」とその締約国が、気候変動に対処する行動を起こすとき、ジェンダー平等、女性と女児のエンパワーメント及び世代間の公正を尊重し、推進し、考慮するべきであることを認めたことを想起し、この点で、第23回国連気候変動枠組条約の締約国会議によるジェンダー行動計画の採択<sup>21</sup>も想起する。委員会は、現在と未来の世代の女性と女児を含めた万人が、その健康と福利に適切な環境にアクセスする必要性と女性と女児のエンパワーメントと持続可能な開発と地域社会の強靱性のためにそのようなアクセスを保障することが極めて重要であることを認める。委員会は、気候変動の影響に関連する喪失と損害を避け、特に脆弱な状況にある女性と女児のために喪失と損害を減らす際に持続可能な開発の重要な役割と環境を守る際に変革の担い手としての女性の積極的役割を認める。

21. 委員会は、社会保護制度、公共サービス及び持続可能なインフラが、相互に関連し、相互に補強し合うことを強調する。委員会は、社会保護制度、公共サービス及びインフラ政策がお互いに補強し合うことを保障するために、あらゆるレベルの調整された取組、資金調達及び政策統合の必要性を強調する。

22. 委員会は、女性と女児のニーズに対応し、無償のケア労働・家事労働を認め、評価し、女性と女児の移動性を可能にし、その経済的機会、特にその完全で生産的な雇用とディーセント・ワークと同一労働同一賃金または同一価値労働同一賃金のみならず、公的・政治的生活への女性の参画を強化し、ショックに対するその強靱性を強化する社会保護制度、公共サービス及び持続可能なインフラの立案、実施及び評価に対する統合された取組の必要性を強調する。

23. 委員会は、社会保護制度、公共サービスと持続可能なインフラへのアクセスが、ケア提供者とケアの受け手のニーズに適切に対処してこなかったことを認める。委員会は、子ども、高齢者、障害者、HIVとエイズと共に暮らしている人々のケアを含め、継続して過小評価され、認められていない無償のケア労働・家事労働の不相応な割合を、女性と女児がしばしば引き受けていることを認める。そのような男女間の不均衡な責任の配分が、教育と訓練における女性の修了または進歩にとって、有償の労働市場への参入、再参入、及び昇格、及びその経済機会と起業活動へのかなりの制約であり、社会保護、賃金、年金におけるギャップという結果ともなる。委員会は、すべての女性と女児の社会的・経済的エンパワーメントのための機能的環境の醸成には、家庭と地域社会レベルで、女性と女児が男性と男児に従属するものとみなされている態度と否定的な社会規範に対処することが必要であることも認める。委員会は、家庭内で男女間の責任の平等な分かち合いを推進し、特に持続可能なインフラ、ケア・サービス、育児ケア、母親・父親・育児休業サービスを含めた国内的に適切な社会保護政策、アクセスでき、料金が手頃な、質の高い社会サービスを優先することにより、無償のケア労働・家事労働の不相応な配分を減らし、再配分する措置を認め、採用する必要性を強調する。

24. 委員会は、社会保護への普遍的アクセスが、不非平等を削減し、あらゆる形態と側面の貧困を根絶し、包摂的成長を促進する際に重要な役割を果たすことに留意する。委員会は、万人に、食糧、衣類、住居、医療ケア及び必要な社会サービスを含め、自分と家族の健康と福利にとって適切な生活水準へ

---

<sup>21</sup> FCCC/CP/2017/11/Add.1.決定3/CP.23。

の権利があり、母親であること、子どもであることには特別なケアと支援への資格があることを繰り返して述べる。しかし、委員会は、範囲のギャップが依然として、特に女性と女兒に残っていることを懸念している。委員会は、社会保護制度が、万人、特に貧困の罨にかかり、周縁化されまたは脆弱な状況にあり、差別を受けている者の人権の成就に重要な貢献ができることを認める。

25. 委員会は、社会保障への権利を含めたすべての人権並びに社会保護制度へのアクセスの実現にとっての出生登録の重要性に留意し、先住民女性と女兒、農山漁村地域の女性と女兒の間の出生登録の程度の低さに懸念を表明し、出生登録のないすべての人々が、周縁化、排除、差別、暴力、無国籍、搾取及び虐待に対してより脆弱であるかも知れないことにさらなる懸念を表明する。

26. 委員会は、いかなる種類の区別もなく、到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受への権利を再確認し、その完全実現が女性と女兒の生活と福利にとって、また、公的・私的生活に参画するその能力にとって極めて重要であり、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントの達成にとって極めて重要であることを再確認する。委員会は、公共の保健サービスへの不平等で限られたアクセスを含め、保健ケア・サービスにおけるジェンダー不平等、差別、汚名、暴力の根本原因に対象を絞り、これを撤廃することが、すべての女性と女兒にとって重要であることを認める。

27. 委員会は、万人のためのジェンダー対応した、質の高い、保健サービスと質が高く、基本的で、料金が手頃で、効果的な薬剤への普遍的で公正なアクセスより成るユニヴァーサル・ヘルス・カヴァレッジの目標に向けた進歩を促進する必要性と地域社会へのアウトリーチと民間セクターのかかわりを通して、国際社会の支援を得てこれを推進することを含め、特にプライマリー・ヘルスケア、保健サービス及び社会保護メカニズムを通して身体的・精神的健康と福利を推進することが極めて重要であると強調する。委員会は、農山漁村地域で暮らしている者を含め、すべての女性と女兒のニーズによりよく対応するために、利用可能性、アクセス可能性、受容性を強化し、保健制度の立案と実施に女性の積極的参画を可能にすることの重要性を強調する。

28. 委員会は、基本的な保健ケア・サービスと情報へのアクセスの欠如または制限、自分自身の生活への限られた働きかけの結果として、農山漁村女性は、妊産婦・乳幼児の死亡と罹病及び産科フィステュラの都会地域の女性よりも比較的高い割合のような性と生殖に関する健康成果を含めた保健におけるかなりの格差並びに家族計画のより限られた選択肢を経験していることに深い懸念を表明する。委員会は、これら格差が、重複し、重なり合う形態の差別によってさらに悪化していることにさらに懸念を表明する。

29. 委員会は、教育へのアクセスを提供する際の進歩にもかかわらず、女兒は未だに男児よりも教育から排除されている可能性がより高いことを認める。委員会は、教育への権利の女兒による平等な享受に対するジェンダーに特化した障害の中には、貧困の女性化、女兒が行う子ども労働、子ども結婚、早期・強制結婚、女性性器切除、早期の繰り返される妊娠、性暴力と学校の行き帰り、技術が仲介す環境でのハラスメント、月経衛生管理を含めた安全で適切なトイレ設備の欠如、女兒が行う無償のケア労働と家事労働の不相応な割合、家族と地域社会が男児よりも女兒の教育に置く少ない価値に繋がり、女兒が学校に通うことを認める親の決定に影響を及ぼすかもしれないジェンダー固定観念と否定的な社会規範を含め、あらゆる形態のジェンダーに基づく暴力があることも認める。

30. 委員会は、女性の公共サービス・ワーカーが、リーダーシップと意志決定の役割で数が少なく、第一線のサービス提供の役割では数が多いことを認める。委員会は、ワーカーにディーセント・ワークと特に公共サービスの提供にかかわっている女性の生活賃金を含め、正しい有利な労働条件を提供する必要性をさらに認める。

31. 委員会は、企画される時に、輸送制度は、女性と女児のニーズを考慮に入れるべきであり、アクセスできないプラットフォーム、過密状態の車両または照明の乏しい階段が、女性と女児の公共サービスへのアクセスにとっての障害を生み出すこともあることを認める。委員会は、女性と女児にニーズに応える、安全で料金が手頃でアクセスできる年齢・ジェンダー・障害に配慮した持続可能な地上・水路輸送制度の重要性と道路と輸送・移動性計画を全体的な農山漁村、都会、領土計画に統合し、広範な輸送・移動性選択肢を推進することにより、社会的・経済的活動における女性と女児の意味ある参画を可能にするという公約を再確認する。

32. 委員会は、災害後の場、立ち退き・難民キャンプ、非正規の都会・農山漁村定住地を含め、特に孤立した遠隔社会で暮らしている女性と女児が、安全で料金が手頃な飲用水と適切で公正な下水と衛生にアクセスする際に特別な障害に直面していることに深い懸念を表明する。委員会は、女性と女児が特に水不足、安全でない水、不適切な下水道と乏しい衛生の悪影響を受けていること、世界の多くの部分で家庭の水集めの主要な重荷と水が運ぶ病気から生じるケア責任を担っており、教育と余暇のようなその他の活動と生計を稼ぐ時間を制限されていることも懸念する。

33. 委員会は、技術が女性と女児に与えるインパクトにもっと注意を払う必要があるが、社会保護、公共サービス及びインフラのような分野で、公共サービスの利用と提供のための、人口知能を含めた新しい形態の ICT の利益と課題の可能性を認める。

34. 委員会は、特にジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメント、社会への女性の完全参画、仕事と家庭のバランスと家庭単位の自給自足を目的とする家庭志向の政策を実施することの利益を認め、社会保護政策を含めたすべての社会的・経済的開発政策並びに公共サービスと持続可能なインフラが、数多くの機能を果たす際に変化する家庭のニーズと期待に対応するものであり、すべての家族の権利、能力、責任が尊重されることを保障する必要性を認める。

35. 委員会は、家庭責任の共有が、開発に貢献する変化する仕事の世界での女性の経済的エンパワーメントのために機能的な家庭環境を生み出し、女性と男性がその家庭の福祉に重要な貢献をし、特に、まだ適切に認められていない無償のケア労働と家事労働を含め、家庭への女性の貢献が、社会的・経済的開発の基本である人的・社会的資本を生み出すことを認める。

36. 委員会は、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメント推進のための国内メカニズムの重要な役割、存在する場合には国内人権機関の関連する貢献及び「北京宣言と行動綱領」の実施及び「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施を推進するのみならず、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成する際の市民社会の重要な役割を認める。

37. 委員会は、すべての女性と女児は、重複し、重なり合う形態の差別と周縁化に直面する時、社会保護制度、公共サービス及び持続可能なインフラに完全にアクセスし、利益を受けることができないかも知れないことを認める。委員会は、女性と女児の状況と条件の多様性を尊重し、評価し、女性の中に

は、そのエンパワーメントに対する特別な障害に直面している者もあることを認める。委員会は、すべての女性と女兒に同じ人権があるが、異なった状況にある女性と女兒は、適切な対応を必要とする特別なニーズと優先事項を有していることも強調する。

38. 委員会は、移動女性と女兒、特に女性移動労働者の積極的貢献が、送り出し国、経由国、目的国の包摂的成長と持続可能な開発を育成する可能性を持つことを認める。委員会は、家事労働者・ケア労働者の労働を含め、すべてのセクターの女性移動労働者の価値と尊厳を強調する。委員会は、多くの移動女性、特に非正規経済と未熟練労働に雇用されている者が虐待と搾取に対して特に脆弱であることを懸念している。委員会は、あらゆる技術レベルの女性移動労働者が、目的国での社会保護にアクセスし、適用できる社会保障資格の通算可能性とその送り出し国で稼いだ利益から、または他国で働こうと決めた時から利益を受けるよう支援することの重要性を認める。委員会は、移動のあらゆる段階での国家、地域社会、移動者のため及び間の移動関連の側面に関する正確で、時宜を得た、透明性のある情報を提供し、利用できるようにし、普及する努力を強化する必要性も認める。

39. 委員会は、武力紛争と紛争後の状況が、性暴力の被害者とサヴァイヴァーを含めた女性と女兒とその社会保護制度へのアクセスに与える影響に対処する必要性を認める。

40. 委員会は、難民女性と女兒が直面する課題と武力紛争と紛争後の状況に悪影響を受けた国々を含め、彼女たちを保護しエンパワーする必要性と困っている人々に人道援助を提供することにより難民を受け入れている地域社会の強靱性を強化する必要性を認める。

41. 委員会は、社会保護制度、公共サービス及び持続可能なインフラの利用者であり受益者としての女性と女兒の意見、働き、参画及びリーダーシップを強化することの重要性を強調する。委員会は、女性と女兒のエンパワーメントを支援し、残るギャップと偏見に対処するために、これらセクターでの政策の立案、開発、実施、監視及び評価において、あらゆるレベルの意志決定での女性の完全で、平等で、効果的で、意味ある参画とリーダーシップも認める。

42. 委員会は、「2030 アジェンダ」を含めた地方・国内・地域・国際アジェンダに、農山漁村地域で暮らしている者を含めた女性と女兒の利益、ニーズ、夢を位置づける際に、女性団体と地域社会を基盤とする団体、フェミニスト集団、女性の人権擁護者、女兒と青年が主導する団体及び労働組合を含めた市民社会によってなされた主要な貢献を歓迎する。委員会は、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントを達成するための措置の実施に、開放的で、包摂的で、透明性のある市民社会とのかかわりの重要性も認める。

43. 委員会は、南南協力は、南北協力の代替手段ではなく、南北協力を補うものであることを念頭に置いて、遂げられた進歩に基づいて、南北・南南・三者協力を含めた国際協力を強化するために、特に国内・国際資金動員と配分、政府開発援助公約の完全実現及び違法な金融の流れとの闘いを含めたあらゆる資金源からの金融資金の動員を通して、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントを達成するための資金ギャップを埋めるためにかなり増額した投資の重要性を再確認する。委員会は、農山漁村地域と離れ島を含めた社会保護制度、公共サービス及び持続可能なインフラへの促進された投資が、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントの達成にとって重要であることも確認する。

44. 委員会は、すべての国々にとって、国の主体性の原則によって支えられる公共政策と国内資金の動員と効果的利用が社会保護、公共サービス及び持続可能なインフラを含めた持続可能な開発の共通の追求にとって極めて重要であることを強調し、国内資金は、何よりも経済成長によって生み出され、うまく機能する効率的で透明性のある税制度を含め、あらゆるレベルの機能的環境によって支援されることを認める。

45. 委員会は、相互に合意した条件で適切な金融資金の動員、能力開発及び技術の移転を含めたあらゆるセクターと経済のレベルでの女性の支配力、主体性、管理、参画の推進を通して、女性の経済的エンパワーメントに向けた国内の努力を支援する助けとなる外部の環境の重要性を認める。これが代わって、女性の起業と経済的エンパワーメントを推進する機能的技術の利用を高めるであろう。

46. 委員会は、変革の担い手であり、受益者として、また社会保護制度、公共インフラ及び持続可能なインフラへの女性と女児のアクセスの推進とジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントの達成における戦略的パートナーであり、同盟者としての男性と男児の完全なかかわりの重要性を認める。

47. 委員会は、あらゆるレベルの各国政府に、適宜、それぞれのマנדート内で、国連システムの関連機関と国際・地域団体と共に、国の優先事項を念頭に置いて、以下の行動をとるよう要請し、市民社会、特に女性団体、生産者、農業・漁業団体、青年主導の団体、フェミニスト・グループ、宗教団体、民間セクター、存在する場合には国内人権機関及び適宜、関連ステイクホルダーにも勧める：

#### **規範的・法的・政策的枠組を強化する**

(a)生活、生計、福利を改善するために、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメント及びその人権と基本的自由の完全で平等な享受の達成に関する既存の公約と責務を完全に実施するための行動をとること。

(b)特別な優先事項の問題として、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」と「子どもの権利に関する条約」及びそれらの「選択議定書」を批准または加入することを検討し、すべての留保条件の程度を制限し、留保条件は「条約」の目標と目的とは相容れないことを保障するためにそのような留保条件をできる限り正確に狭く策定し、これらを撤回する目的で定期的に留保条件を見直し、関連「条約」の目標と目的に反する留保条件を撤回し、特に効果的な国内法と政策を設置することにより、「条約」を完全に実施すること。

(c)政府機関と司法制度を含め、女性の完全で平等な参画を確保し、そのエンパワーメントと完全で平等な司法へのアクセスを確保すること。

(d)国際労働機関の基本条約の批准及び批准している国々にはその実施を検討し、社会保護への女性のアクセスに貢献するために、国際労働機関のその他の関連国際労働基準、つまり、1952年の「社会保障(最低基準)条約(第102号)」、2012年の「社会保護下限勧告」及び2015年の「国際労働機関(第204号)」、並びに家事労働者のためのディーセント・ワークに関する2011年の「家事労働者条約(第189号)」の重要性に留意すること。

(e)特に開発途上国で、経済的・社会的開発の完全達成を妨げる、国際法と「国連憲章」に従っていない

い一方的な経済的・金融的・貿易措置を発布したり、適用したりすることを控えること。

(f)国内の法的枠組内で社会保障への権利を確保し、国内戦略、政策、行動計画及び適切な資金に支えられて、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントを強化するために、社会保護への普遍的アクセスを確保すること。

(g)公共財政管理と公共調達プロセスを含めたジェンダーに対応した政策策定プロセスが、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントを実現するために立案されることを保障するために、社会保護制度、公共サービス及び持続可能なインフラの立案、予算編成、実施、監視及び評価に対する包括的で、統合された取組を採用すること。

(h)社会保護、公共サービス及び持続可能なインフラが、多部門的で、調整された取組を通して、女性と女児に対する暴力の加害者を捜査し、訴追し、罰し、刑事責任免除をなくすために、公的・私的空間における女性と女児に対するあらゆる形態の暴力を撤廃し、防止し、対応する努力に貢献することを保障し、心理的支援とリハビリへのアクセスを提供することにより、すべての被害者とサヴァイヴァーに完全回復と社会への再統合を支援するための保護と適切な救済策と包括的な社会サービス、保健サービス、法的サービスへの平等なアクセス及び料金が手頃な住居と雇用へのアクセスを提供し、セクハラを含めた性暴力とジェンダーに基づく暴力、ドメスティック・ヴァイオレンス、フェミサイドを含めたジェンダー関連の殺害並びに高齢者虐待のような暴力を受けないで暮らすすべての女性と女児の重要性を念頭に置いて、暴力の社会的・経済的コストを公表し、地方の社会との協力を通して、特に意思啓発活動を奨励することにより、強化された防止措置、調査、強化された調整、監視及び評価を通して、女性と女児に対する暴力の構造的で、底辺にある原因に対処すること。

(i)暴力と性感染症に対する脆弱性の高まりを含め、女児と女性の生活、健康及び身体に長期的影響を及ぼすかも知れず、すべての女性と女児をエンパワーし、有害な慣行を大目に見る否定的な社会規範と闘うために地方の社会と協力し、そのような慣行を廃絶するために両親と地域社会をエンパワーし、家庭の貧困と社会的排除と対決し、危険にさらされており、これら慣行の悪影響を受けている女児が、教育と保健ケアを含め、社会保護、公共サービスにアクセスすることを保障することにより、女性性器切除と子ども結婚、早期・強制結婚のような有害な慣行を撤廃すること。

(j)人権と持続可能な開発の視点を統合する包括的な反人身取引戦略を考案し、強化し、実施し、あらゆる形態の人身取引と闘い、これを撤廃し、人、特に女性と女児の人身取引の問題に対する公共の意識を啓発するためにジェンダーと年齢に配慮するように適宜法的枠組を施行し、現代の奴隷制度と性的搾取に対する女性と女児の脆弱性を減らす措置を取り、適宜、人身取引被害者に保護と再統合支援へのアクセスを提供し、被害者の個人データの機密性を保護する必要性も認めつつ、女性と女児の人身取引からの違法な資金の流れを明らかにし、破壊するために、すべての関連行為者の間の協力を強化し、人、特に女性と女児のあらゆる形態の搾取を助長する需要と闘うための国際協力、情報交換、法的及びその他の措置を強化すること。

(k)仕事と家庭生活の両立、男女間の責任の平等な共有及び労働取り決めの柔軟性を通して、労働と社会保護、授乳中の母親のための支援、水と下水道、再生可能なエネルギー、輸送とICTのようなインフラ、技術及び公共サービスの提供の削減なく、父親、ケア提供者としてのみならず、ケアと家事労働

に関する責任の男性の公正な共有を認め、母親・父親・育児・その他の休業計画のような法律と政策の実施と推進、並びに育児・子ども及びその他の扶養家族のケア施設を含めたアクセスでき、料金が手頃で、質の高い社会サービスを推進することにより、無償のケア労働と家事労働の女性と女兒による不相当な割合を認め、削減し、再配分するあらゆる適切な措置を取り、国内経済へのその貢献を決定するために、この仕事の価値を測定する手段を取り、女性のエンパワーメントのための機能的環境を醸成するために、ジェンダー固定観念と否定的な社会規範に挑戦すること。

(l)保健ケアと年金の範囲を含め、あらゆる年齢の無償のケア提供者のための社会保護へのアクセスを保障し、この点で、無償のケア労働・家事労働の経済的・社会的・法的承認を適宜推進する社会保護計画を強化し、そのような労働が分担金のある計画内で評価されることを認めること。

(m)女性と女兒及びその家族の多様で、特別で、変化するニーズに対応する家族志向の政策とプログラムに投資し、強化し、そのような政策とプログラムは、特に貧困、社会的排除と不平等と闘い、仕事と家庭のバランスとジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントを推進し、社会統合と世代間の連帯を推進するための重要なツールであるので、その権利を享受する際に直面する不均衡、危険及び障害に対処し、あらゆる形態の暴力からすべての家族を保護し、あらゆる社会サービスへのアクセスと司法へのアクセスのような寡婦の場合を含め、女性を保護し支援する適切な措置が設置されていることを保障すること。

(n)女性と女兒の社会保護制度、公共サービス及び持続可能なインフラへのアクセスを推進し、不平等な力関係、ジェンダー固定観念及び女性と女兒に対する差別を永続化するジェンダー固定観念のようなジェンダー不平等の根本原因を理解し、対処することにより、公的領域でも私的領域でも、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力と差別を撤廃し、ケア労働と家事労働における男女間の責任の平等な共有を含め、男性と男児の役割と責任に対処する国内政策とプログラムを立案し、実施し、子ども支援法の施行を保障し、女性と女兒に対する暴力を大目に見る否定的な社会規範と女性と女兒が男性と男児に従属するものとみなされる態度を撤廃する目的で変革を起こす際に、変革の担い手として、受益者として、また、戦略的パートナーであり同盟者として男性と男児を完全にかかわらせること。

(o)関係省庁、ジェンダー政策策定者、ジェンダー平等機構及び及びその他のジェンダー専門知識を持つ関連政府機関の間の調整を確保しつつ、社会保護、公共サービス及び持続可能なインフラに関して、欠けている場合には、予算政策を含め、開発政策、計画及びプログラムの立案、実施及び評価と、あらゆる領域で採択される政策とプログラムから利益を受けることを保障するために、女性と女兒のニーズにますます注意を払って、民間セクター、NGOと市民社会団体及び存在する場合には国内人権機関との適切な協働にジェンダーの視点を統合すること。

(p)登録へのアクセスを妨げる物理的・行政的・手続的・その他の障害を除去することにより、また、欠けている場合には、慣習的・宗教的婚姻を含め、出生・婚姻登録のためのメカニズムを提供することにより、公共サービスへのアクセスのみならず、社会保障への権利を含め、個人の権利の実現のための出生登録の重要性を念頭に置いて、普遍的な出生登録を保証し、すべての婚姻の時宜を得た登録を保障すること。

(q)社会保護、公共サービス及び持続可能なインフラの相互関連性を高め、この3つの重点領域を

実施して、これらの立案、提供及び評価にジェンダーの視点の主流化を支援するために、政府開発援助を通して、持続可能で適切な資金提供で、あらゆるレベルで、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワメントの推進のための国のメカニズムの能力を強化すること。

(r)すべての女性と女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃し、特に重複し重なり合う形態の差別に対処し、すべての女性と女児が法律においても慣行においても、社会保護、公共サービス及び持続可能な開発に平等なアクセスを享受することを保障すること。これは特に、極度の貧困を含めたあらゆる形態と側面の貧困の根絶、特に貧困の女性化の根絶と必要な場合は、その人権侵害に対する司法と説明責任への女性と女児のアクセスを保障して、法律と包括的な政策措置の採択とその効果的で促進された実施と監視を通して不平等の削減に貢献でき、存在する場合には、多様な法制度の規定が国際人権責務に従うことを保障することができる。

(s)暴力を含め、先住民族女性が直面している重複し、重なり合う形態の差別と障害に対処し、質の高い包括的な教育、保健ケア、公共サービス、土地と天然資源を含めた経済資源へのアクセスとディーセント・ワークへの女性のアクセスを保障し、その伝統的な先祖の知識を尊重し、年齢にかかわらず農山漁村・遠隔地で暮らしている先住民族女性と女児がしばしば暴力と比較的高い割合の貧困、保健ケア・サービス、ICT、インフラ、金融サービス、教育及び雇用への限られたアクセスに直面していることをみとめつつ、また、気候変動緩和と適合を含め、その文化的・社会的・経済的・政治的・環境的貢献も認めつつ、あらゆるレベルとあらゆる領域の経済と意志決定プロセスへのその意味ある参画を推進することにより、農山漁村と遠隔地で暮らしている先住民族女性と女児の権利を推進し保護すること。

(t)他の人々と平等に経済資源・金融資源、障害者を包摂するアクセスできる社会インフラ、輸送、司法メカニズム及び特に障害を持つ女性のための保健と教育と生産的雇用とディーセント・ワークに関連するサービスへのアクセスを保障し、障害を持つ女性と女児の優先事項と権利が完全に政策とプログラムに組み入れられており、彼女たちが意思決定プロセスで密接に相談され、積極的にかかわっていることを保障することにより、重複し、重なり合う形態の差別に直面している障害を持つ女性と女児の権利を推進し保護すること。

(u)移動の地位にかかわらず、すべての移動女性と女児の人権を保護し、すべてのセクターでのその経済的エンパワメントを推進し、適宜、その生産的雇用、ディーセント・ワーク及び教育・科学・技術の分野を含めた労働力へのその統合を促進するために女性移動労働者の技術と教育を認め、虐待と搾取を防止し対処し、すべてのセクターの女性移動労働者を保護し、新たに到着した移動女性に、国内と地方の法律に従うことを含め、労働許可と居住許可、地位の調整、当局への登録、権利侵害についての苦情を申し立てるための司法へのアクセス、並びに基本的サービスへのアクセスを得ることに関する対象を絞った、ジェンダーに対応した、子どもに配慮した、アクセスできる包括的な情報と法的ガイダンスを提供し、送り出し国、経由国、目的国を含め、移動女性と女児が社会保護メカニズムへのアクセスを促進するために適切な身分証明と関連文書の提供を受けることを保障する際に様々なステークホルダーの間の協力を奨励し、社会保護とサービスへの平等なアクセスを提供することにより、帰還する移動女性と女児の持続可能な再統合を促進するために、国際法の下での関連責務に沿って、国のジェンダーに対応した移動政策と法律を採用すること。

(v)農山漁村女性に土地へのアクセスを提供し、学校給食と持ち帰り食糧が子どもたちを学校に引きつけ引きとめることに留意し、学校給食が就学率を高め、特に女兒の怠業を減らすことを認め、学校に子どもたち、特に女兒を引き留めておく要因として、学校給食プログラムに貢献するために、自給農業と漁業を含め、女性の協同組合と農業プログラムを支援する法律と政策を採用しまた開発する措置を取ること。

(w)HIV とエイズ予防、治療、ケア、サポートへの普遍的アクセスを達成する努力を強化し、現金給付と適宜同時感染とその他の性感染症を含めた HIV とエイズと共に暮らし、その危険にさらされ、また悪影響を受けている全ての女性と女兒のための保健ケア、教育、住居及び雇用へのアクセスを確保するための多部門的プログラムを含めた HIV に配慮した社会保護措置を提供し、汚名または差別なくその特別なニーズと懸念に対処し、HIV とエイズ対応で、HIV とエイズと共に暮らしている女性と女兒の積極的で、意味のある参画、貢献、リーダーシップを推進すること。

(x)社会保障と社会保護制度、公共サービス及び高齢女性に利益を与えるインフラに関連する規範的・政治的枠組の立案と実施において、関連する場合には、高齢女性の効果的で意味のある参画を推進すること。

(y)アフリカ系の女性と女兒の特別なニーズと現実を考慮に入れ、「国際アフリカ系の人々の 10 年 (2015-2024 年)」の実施のための活動計画を念頭に置いて、社会保護、公共サービス及び持続可能なインフラへのアクセスを推進し、公共政策を立案し、監視する時に、ジェンダーの視点を主流化すること<sup>22</sup>。

(z)国籍または民族、宗教及び言語マイノリティに属している女性と女兒が、社会保護制度、公共サービス及び質の高い教育を含めた持続可能なインフラへの平等で、非差別的なアクセスを得ることを保障し、料金が手頃な育児ケアと仕事の行き帰りの料金が手頃な輸送を提供する手段を取ること。

(aa) 構造的障害、ジェンダー固定観念及び否定的な社会規範に対処し、労働市場と教育と訓練への女性の平等なアクセスと参画を推進し、科学、技術、工学、数学及び ICT のような新たな分野と成長する経済セクターでその教育と職業選択を多様化するために女性を支援し、多数の女性労働者を抱えるセクターの価値を認めることにより、職業分離を撤廃すること。

(bb)ジェンダー賃金格差を撤廃する重要な措置として、公共・民間セクターでの同一労働または同一価値労働同一賃金の原則を支持する法律及び規則を制定または強化し、施行し、この点で、従わない場合に効果的な救済手段と司法へのアクセスを提供し、例えば、社会的対話、団体交渉、職の評価、意識啓発キャンペーン、賃金の透明性及びジェンダー賃金監査並びに賃金慣行の証明と見直し及びジェンダー賃金格差に関するデータと分析の強化された利用可能性を通して、平等賃金政策の実施を推進すること。

(cc)女性の仕事の生産性と経済的存続性を支える社会保護制度、公共サービス及び持続可能なインフラを提供し、適切な生活水準を保障するために、非正規から正規経済へのその移行を支援しつつ、女性、特に非正規経済と農山漁村・都会地域で働いている女性を保護し、非正規経済の労働者のために職

---

<sup>22</sup> 総会決議第 69/16 号、付録。

業の安全性と健康保護を推進することにより、非正規経済の危険で不健康な労働条件に対処する措置を取ることを。

(dd)時宜を得た、料金が手頃な貸付、ローン、貯蓄、保険及び送金計画を含め、女性の金融包接と金融識字及びその正規の金融サービスへの平等なアクセスを促進する措置を取り、国の優先事項と法律に従って、金融セクター政策と規則にジェンダーの視点を統合し、商業銀行、開発銀行、農業銀行、少額金融機関、携帯ネットワーク・オペレーター、エイジェント・ネットワーク、郵貯銀行及び貯蓄銀行のような金融機関に、金融商品、サービス、女性への情報にアクセスを提供するよう奨励し、オンライン銀行・携帯銀行を含め、革新的なツールとプラットフォームの利用を奨励すること。

### 女性と女児の社会保護へのアクセスを強化する

(ee)仕事のための食糧と現金、現金給付及び割引券プログラム、学校給食プログラム及び母子栄養プログラムのようなすべての女性と女児のための国のセイフティ・ネットとプログラムを含めた社会保護制度と措置を設立し強化するあらゆるレベルでの努力を奨励し、強化し、投資、能力構築及び制度開発を強化すること。

(ff)すべての女性と女児の危険と脆弱性の状況に特化した評価に基づいて、社会保護制度と国内的に適切な措置の立案、実施及び評価を改善すること。

(gg)いかなる種類の差別もなく万人のための社会保護への完全なアクセスを保障するために、下限を含めた包接的でジェンダーに対応した社会保護制度の設立と強化に向けて活動し、非正規から正規労働への移行を促進することを含め、より高いレベルの保護を漸進的に達成する措置を取ることを。

(hh)ジェンダーに対応したプログラム形成と企画を強化しつつ、社会保護措置が、自然災害、武力紛争、紛争後の場及びその他の緊急事態の状況での人道対応に効果的に組み入れられることを保障し、地域社会と個人の強靱性を築き、彼らが、短期の緊急事態対応プログラムを長期の社会保護制度に移行させることを通して、気候変動に関連するものを含めたショックに対処する手助けをする際に、災害危険管理戦略において社会保護制度が果たすことのできる重要な役割を認めること。

(ii)女性、女児、幼児及び幼い子どもに特に注意して栄養政策を実施し、統合された食糧・栄養支援とサービスを提供し、積極的で健全な生活のためのその食事のニーズと食物の要件に応えるために、いつでも十分で安全で栄養のある食物にアクセスできることを保障し、生後6か月後は適切な補助食を伴って6か月までは母乳専門の育児の推進を含め、栄養の要件が高まる特に妊娠中、授乳中、幼児期の適切なケアと最高の食事慣行を支援し、従って社会保護と資源への女性の完全で平等なアクセスに貢献すること。

(jj)失業保護計画を強化し、その雇用歴から独立している分担金のあるまたは分担金のない計画を通して、高齢女性のための所得保障へのアクセスを含めた年金への女性の完全で平等なアクセスを保障し、範囲と利益のレベルにおけるジェンダー格差を減らすこと。

(kk)あらゆる技術レベルの移動労働者が目的国で社会保護にアクセスでき、その送り出し国で、または他国で仕事に就くと決定した時に、適用できる社会保障資格と稼いだ利益の通算可能性から利益を受けるよう支援すること。

(ll)給付を利用する時に男女が差別されないことを保障する適切な手段を取り、女性とその労働市場への参入を高めることができるようにする手段として、男性の意識を啓発し、機会の利用を奨励して、妊婦保護へのアクセスを保証し、特に有償の母親休業・父親休業・育児休業と男女のための適切な社会保障給付を推進し、母親であること、父親であること及び育児における両親の責任の共有の社会的意義を認め、職場での授乳施設を含め、育児のための普遍的で、料金が手頃なサービスと施設の開発を通して、育児責任の遂行において、両親と法的後見人に適切な支援を提供すること。

(mm)特にジェンダー固定観念を強化し、女性の無償労働を悪化させることを避けるために、現金給付プログラムに関連して、存在する場合には、条件付与の必要性を評価し、その改訂を推進し、これらが適切であり、つり合いが取れており、非差別的であり、これに従わないことが、周縁化され、脆弱な状況にある女性と女兒を排除する懲罰措置に繋がらないことを保障すること。

### 女性と女兒のための公共サービスへのアクセスを強化する

(nn)自然災害及びその他の人道緊急事態の状況、強制移動と武力紛争と紛争後の状況にある者を含め、すべての女性と女兒にとって質の高い公共サービスが利用でき、料金が手頃で、アクセスでき、受容できるものであることを保障すること。

(oo)アクセスでき、料金が手頃な育児ケア及びその他の支援サービスを通して、男女間の平等な責任の共有に貢献する投資を優先し、範囲を拡大し、公正で、包摂的で、質の高い、アクセスできる、料金が手頃な幼児教育とケア・サービスと施設を保障し、子どもと思春期の若者の放課後サービスの利用可能性を高めこと

(pp)定期的に、また緊急事態中に、サービスへのアクセスを保証するために、農山漁村と遠隔地を含め、地理的・法的・制度的障害のような公共サービスへの女性と女兒のアクセスを制限する障害を明らかにして除去すること。

(qq)すべての女性と女兒の到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受への権利を実現するための具体的措置を取り、普遍的にアクセスできるプライマリー・ヘルスケアと支援サービスと社会保護メカニズムを通して、すべての感染症・非感染症に対処する質の高い保健ケア・サービスの利用可能性、アクセス可能性及び受容性を保障すること。

(rr)サービスと薬剤の利用が利用者を財政困難にさらさないことを保障しつつ、万人のために、料金が手頃で、質の高い、基本的で、効果的な保健ケア・サービスと薬剤への普遍的で公正なアクセスより成るユニヴァーサル・ヘルス・カヴァレッジの目標に向けて、すべての女性と女兒のための進歩を促進すること。

(ss)すべての女性と女兒のために、安全で効果的で質の高い基本的で料金が手頃な薬剤とワクチン、並びに地域社会のアウトリーチ、民間セクターのかかわり及び国際社会の支援を通じた保健技術、組織的なニュー・テクノロジーの利用及び統合された保健情報制度を持つ料金が手頃でアクセスでき質の高い保健ケア制度と施設への財政投資を確保し、増額すること。

(tt)継続中の教育と訓練を受けているより効果的で社会的に説明責任のある動機付けられている適切な設備を備えた十分に訓練を受けた保健労働力への投資を増やし、適切な報酬を伴ったディーセント・

ワークと保健ケア提供者と患者のためにデジタル技術を利用し、安全な労働環境と条件を可能にし、地域社会を基盤とした保健教育と訓練を拡大し、農山漁村と遠隔地での資格のある保健ケア専門家の存在を確保する奨励策を推進することにより、保健ケア・ワーカーの不足と不適切な配置に対処すること。

(uu) 家族計画を含めた性と生殖に関する保健ケア・サービス、情報と教育への普遍的アクセス及び国内の戦略とプログラムへの性と生殖に関する健康の統合を含め、女性の人権には、性と生殖に関する健康を含めた自分のセクシュアリティに関連するすべての問題に関して強制、差別、暴力なく管理し、自由に責任をもって決定する権利が含まれることを、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの達成とその人権の実現に貢献するものとして認め、「国際人口開発会議行動計画」と「北京行動綱領」とこれらの見直し会議の成果文書に従って、性と生殖に関する健康と権利への普遍的アクセスを保障すること。

(vv) 妊産婦・新生児・幼児・子どもの死亡と罹病を減らす措置を取り、特に任意の情報を得た家族計画を提供し、妊娠と出産の危険要因と併発症を明らかにできるように女性をエンパワーし、保健施設へのそのアクセスを促進することにより、女性が緊急産科サービスにアクセスできることを保障するために、地域社会の保健ワーカー、看護師、助産師が基本的な出産前・出産後のケアと緊急産科ケアを提供できるよう訓練し、備えさせ、輸送と保健ケア・インフラの改善のような介入を通して、すべての女性のために妊娠と出産前・中・後の質の高い保健ケアへのアクセスを高めること。

(ww) 特にはるかに取り残されてきた者のために、その生涯を通して、あらゆるレベルで教育への女性と女兒の権利を推進し、尊重し、公共教育制度とインフラに投資し、差別法と慣行を撤廃し、無料の義務的初等・中等教育を含めた包摂的で平等で非差別的な質の高い教育への普遍的アクセスを提供し、万人のために生涯教育機会を推進し、女性の非識字を撤廃し、金融識字とデジタル識字(ICT活用能力)を推進し、女性と女兒がキャリア開発と奨学金に平等にアクセスできることを保障し、女性と女兒のリーダーシップ技術と影響力を築くための積極的行動を採用し、科学、技術、工学、数学及びICTのような新たな分野でその教育と職業の選択を多様化する際に女性と女兒を支援することにより、ジェンダー格差に対処し、幼児・初等・中等教育の修了を保障し、すべての女性と女兒のために職業・技術教育を拡大するよう努力し、女兒の教育の価値を貶め、女性と女兒がその教育にアクセスし、修了し、継続することを妨げる、カリキュラムと教育方法論を含めた教育制度における否定的な社会規範とジェンダー固定観念に対処すること。

(xx) 妊娠している思春期の女子と若い母親並びにシングル・マザーが、その教育を継続し、修了できることを保障し、この点で、彼女たちに保健ケアと社会サービス及び育児と授乳施設と託児所を含めた支援とアクセスできる場所、柔軟な時間表、e学習を含めた遠隔教育へのアクセスを提供し、この点で、若い父親を含めた父親が直面する重要な役割と責任と課題を念頭に置いて、彼女たちが学校にとどまり、学校に戻ることかできるように教育政策を改訂すること。

(yy) 若い女性を含めた女性の雇用可能性と正規・非正規教育、教育カリキュラムとスキル開発と職業訓練、生涯学習と再訓練と遠隔教育を通じたより報酬の高い雇用選択肢へのアクセスを強化する適切な政策、戦略及びプログラムを継続して開発し、強化し、科学・技術・工学・数学・ICT及び技術開発のような新たな分野で、特に開発途上国での教育と訓練を拡大することにより、女性のアクセスと機会を

促進し、利用者、コンテンツの作成者、被雇用者、革新者及びリーダーとしての女性と適宜女兒の参画を強化すること。

(zz)文化的状況に関連し、その発達する能力に従って、両親と法的後見人からの適切な指示とガイダンスで、基本的問題として子どもの最高の利益に従って、学校の内外にいる女兒と男児及び若い女性と男性が、特に HIV 感染及びその他危険から身を守ることができるように、自尊心を築き、情報を得た意思決定、コミュニケーション及び危険削減技術を育成し、若い人々、両親、法的後見人、ケア提供者、教育者、保健ケア提供者との完全なパートナーシップで尊重し合う関係を築くことができるように、性と生殖に関する健康と HIV の予防、ジェンダー平等と女性とエンパワーメント、人権、身体的・心理的・思春期の発達及び男女間の力関係に関する情報を提供する科学的に正確で、年齢にふさわしい包括的な教育を含め、正規・非正規教育プログラムを優先して、適宜、国際団体、市民社会と NGO の支援を得て、政策とプログラムを開発すること。

(aaa)女性労働者が大多数で、伝統的に過小評価されているセクターである保健ケアと教育のような公共サービスを提供している第一線の女性労働者のために、機会を生みだし、雇用基準を改善し、ディーセント・ワーク、安全保障、社会保護及びディーセントな報酬の条件を推進すること。

### **女性と女兒のためにインフラを働かせる**

(bbb)基本的インフラ、社会保護及び持続可能な公共サービス、並びに適切な資金調達技術、人道援助及び予報と早期警告制度の提供を通し、特にその健康と福利の推進並びに持続可能な生計へのアクセスと適切な資金の提供を通して、環境問題、特に気候変動のインパクトに関連する戦略と政策に関するあらゆるレベルの意志決定への女性の意味ある参画を保障しつつ、自然災害への人道的対応と災害危険削減政策、特に自然災害の余波の間の都会・農山漁村インフラと土地利用の企画、再定住と移転企画及び持続可能な天然資源管理に女性と女兒の特別なニーズの統合を保障することにより、自然災害と極度の天候現象を含めた気候変動の否定的インパクトに対応しこれから回復する女性と女兒の強靱性と適合能力を支援するために、気候変動の緩和と適合に関するジェンダーに対応した戦略を開発し、採用し、社会保護制度、公共サービスとインフラが、関連セクターに参加して開発された正確な規模を縮小した気候サービスを含め、科学・政策・慣行をつなげた気候にスマートな側面とツールの統合を通して持続可能であることを保障すること。

(ccc)労働市場での生産性と移動性を高めるためのデジタル技術への女性のアクセスを強化し、社会保護制度、公共サービス及び持続可能なインフラの効率・説明責任・透明性を、最も到達が難しい者を含めた女性と女兒の利益のために ICT の利用の強化を通して高め、デジタルのジェンダー格差を埋め、ICT とインターネットへの女性と女兒のための平等なアクセスを推進することに向けて活動し、ジェンダー平等に与えるニュー・テクノロジーの否定的インパクトの可能性に対処する適切な方法を探求し、プログラムとサービスとインフラが、異なった良好な文化的価値と識字を含めた技術的障害に因應するために適合でき、ふさわしいものであることを保障すること。

(ddd)社会的対話を通して、女性と女兒の完全で平等で効果的な参画を得て、それによってその人権の享受を推進して、インフラ・プロジェクトのジェンダーと環境のインパクトの組織的で透明性のある評価を行うこと。

(eee)すべての女性と女兒のための安全で料金が手頃な飲用水と適切で公正な下水道と衛生のみならず水の利用可能性と持続可能な管理並びに家庭、学校、難民・移動者・自然災害、人道緊急事態または武力紛争と紛争後の状況の悪影響を受けている人々の一時的シェルター及びその他のすべての公共と民間のスペースにいる人々の衛生施設とサービスを含め、月経衛生管理のみならず、水の利用可能性と持続可能な管理を保障し、女性と女兒が家庭の水を集めるために費やす時間を減らす措置を取り、飲用水と下水道とエネルギー・サービスへの不適切で不公正なアクセスが女兒の教育へのアクセスに与える否定的インパクトに対処し、上下水道に関する意思決定への女性の完全で効果的で平等な参画を推進すること。

(fff)適切に維持され、女性と女兒の特別な生計ニーズを支える再生可能なエネルギーからのものを含めた適切な電線網と分散された電線網のない解決策を通して、どの家庭も適切な程度の料金が手頃で、信頼できる電気へのアクセスがあることを保障すること。

(ggg)エネルギーの利用者であり、生産者として女性の参画とリーダーシップのために対象を絞った支援と奨励策を提供し、女性と子どもに不相応に悪影響を及ぼす屋内空気汚染を抑制するために、料理用のクリーンな燃料の提供を強化すること。

(hhh)公共の空間の企画と利用、スマートな都市、地域社会及び農山漁村地域の立案と開発及び情報処理機能を持つ移動性の企画プロセスにジェンダーの視点を統合し、障害を持つ者と無宿者を含めた女性と女兒の移動性とエンパワーメントを推進し、適切な住居を通して包摂的社会を推進し、そうする際に、陸路・水路の輸送制度を含め、公共の都会・農山漁村・周辺の輸送が持続可能で、アクセスでき、安全で、料金が手頃で、ジェンダーに対応したものであり、女性と男性、女兒と男児の異なったニーズを考慮に入れ、障害者と高齢者の利用に適合するものであることを保障すること。

(iii)持続可能で、安全で、アクセスでき、料金が手頃な公共輸送制度を含め、ジェンダーに対応した農山漁村と都会の企画とインフラを通して、安全な公共の空間を推進し、女性と女兒の安全保障と安全性を改善し、仕事の行き帰りの旅での女性に対する暴力とハラスメントを防止し、撤廃し、家庭の水や燃料を集めている間、または戸外のトイレにアクセスする時または戸外での排泄を行っている時に、性暴力を含め、身体的に脅され、攻撃されることから女性と女兒を守ること。

### **資金を動員し、女性の参画を強化し、証拠を改善する**

(jjj)例えば、近代化された累進課税制度、改善された税政策、より効率的な税の徴収及び達成された進歩を土台として、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントを達成するために政府開発援助が効果的に利用されることを保障するために政府開発援助においてジェンダー平等と女性のエンパワーメントをますます優先することを通して、所得行政を強化することにより、公共・民間・国内・国際的資金の動員と配分を含めたあらゆる筋からの財政資金の動員を通して、資金格差を埋めるための投資をかなり増やすための手段を取ること。

(kkk)特に社会保護の範囲を拡大し、女性のための貸付を含め、社会保護と金融・事業サービスへのさらなるアクセスを促進し、社会保護制度、公共サービス及び持続可能なインフラへのアクセスを保障するために必要な投資の経費計算と経費・利益計算を推進し、そのような政策と予算編成が貧困を削減し包摂的成長を支援する際に重要な役割を果たすことを念頭に置くことにより、ジェンダー平等とす

すべての女性と女児のエンパワーメントを推進する財政政策とジェンダーに対応した予算編成の立案、実施、追求において手段を取ることを。

(III)国際的に合意された開発目標を達成し、税制を改善し、金融サービスへのアクセスを推進し、生産能力、起業、創造性と変革を強化し、零細・中小企業の正式化と成長を奨励し、万人のための完全で生産的な雇用とディーセント・ワークを推進する目的で、極度の貧困を含めたあらゆる形態と側面の貧困を根絶し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成し、貧困者と脆弱な状況にある人々を保護する努力において開発途上国を支援するよう国際社会を奨励し、そのためのパートナーシップを推進すること。

(mmm)国内総所得の0.7%を開発途上国への政府開発援助に、国内総所得の0.20%を後発開発途上国への政府開発援助にという目標を達成するために多くの先進国によってなされた公約を含め、それぞれの政府開発援助の公約を完全に実施するよう先進国に要請し、開発途上国が、政府開発援助が開発目標とターゲットに応える手助けをし、特に社会保護、公共サービス及び持続可能なインフラをジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントのために推進する手助けをするために用いられていることを保障する際に、達成された進歩を土台とするよう開発途上国を奨励すること。

(nnn)南南協力は、南北協力の代替ではなくてこれを補うものであることを念頭に置いて、南北・南南・三者協力を含めた国際・地域協力を強化し、すべての関連ステイクホルダーの政府・市民社会・民間セクターとのかわりかかわりで共通の開発優先事項に重点を置いて、この点で国の主体制とリーダーシップがジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントの達成とその生活と福利の改善にとって不可欠であることに留意しつつ、南南協力和三者協力を強化するようすべての国々に勧めること。

(ooo)すべての女性の人権と基本的自由を推進し保護する際に、市民社会行為者の重要な役割を支援し、女性人権擁護者を含めたそのような行為者を保護し、人権擁護のために安全で機能的な環境の醸成にジェンダーの視点を統合し、農山漁村地域での彼女たちに対する暴力と虐待、特に労働権、環境、土地及び天然資源に関連する問題に関する脅し、ハラスメント及び暴力を防止し、違反または虐待が速やかに、公平に捜査され、責任ある者が責任を取らされることを保障する手段を取ることで、刑事責任免除と闘うこと。

(ppp)アクセス、コーチ、訓練、競技、報償及び賞のような国内・地域・国際レベルの体育活動とスポーツでの行政・管理・参画を含め、あらゆる領域の文化・リクリエーション・スポーツ活動における女性と女児の機会均等を保障すること。

(qqq)社会保護制度、公共サービス及びインフラ開発への民間セクターの参加の経費と利益の評価を検討すること。

(rrr)監査のようなジェンダーに配慮した説明責任メカニズムを創設し、強化し、社会保護、公共サービス及びインフラ・プロジェクトの評価に受益者と利用者を含めること。

(sss)性別・所得別・年齢別・障害別・国内の状況に関連するその他の特徴別データを収集し、分析し、普及し、社会保護、公共サービス及び持続可能なインフラへのアクセスを通して女性と女児の状況を改善する政策と行動を支援し、そのような政策と行動の実施を監視し、追跡し、開発途上国が質の

高い、信頼でき、時宜を得た分類データとジェンダー統計を組織的に立案し、収集し、確保することができるようにするために、パートナーシップとあらゆる筋からの財政・技術援助の動員を強化するために、国の統計局とその他の関連政府機関の能力を強化すること。

48. 委員会は、その活動の根拠がある「北京宣言と行動綱領」のフォローアップに対するその主要な役割を認め、「2030 アジェンダ」の実施の国・地域・世界の見直し全体を通して、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントに対処し、統合し、「北京宣言」と「2030 アジェンダ」のジェンダーに配慮したフォローアップの間の相乗作用を確保することが極めて重要であることを強調する。

49. 委員会は、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成するために、社会保護制度、公共サービス及び持続可能なインフラを強化する努力において、要請に応じて加盟国を支援するよう、それぞれのマנדート内で国連システム諸機関とその他の関連国際金融機関と多様なステイクホルダー・プラットフォームに要請する。

50. 委員会は、2017年12月19日の総会決議第72/181号を想起し、CSW64を含め、経済社会理事会の手続き規則に従って、存在する場合には人権の推進と保護のための国内機関の状態に関連する原則(パリ原則)<sup>23</sup>に完全に従った国内人権機関の参画をどのように高めるかについての検討を継続するよう事務局を奨励する。

51. 委員会は、「北京宣言と行動綱領」の完全で効果的で促進された実施及び社会保護制度、公共サービスへのアクセス、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントのための持続可能なインフラを含め、「2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施を支援して、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントを推進し、要請に応じて各国政府と国内の女性機構を支援し、国連システムを調整し、市民社会、民間セクター、雇用者団体と労働組合及びあらゆるレベルのその他の関連ステイクホルダーを動員する際に、中心的役割を果たし続けるようジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)に要請する。

以 上

---

<sup>23</sup> 総会決議第48/134号、付録。